

改正	平成二一年一〇月一四日条例第六七号	平成二四年	三月二七日条例第四一号
	平成二五年 三月二六日条例第二六号	平成二五年	三月二六日条例第二八号
	平成二六年 三月二〇日条例第三九号	平成二七年	三月二四日条例第三〇号
	平成二七年一二月二四日条例第五六号	平成二八年一二月二〇日条例第六一号	
	平成二九年 七月一日条例第三四号	平成三〇年	三月二二日条例第三七号
	令和 元年 七月 一日条例第 四号	令和 元年	七月 一日条例第一〇号
	令和 元年一〇月一一日条例第一九号	令和 二年	三月二四日条例第二七号
	令和 三年一二月二一日条例第四二号	令和 四年	三月二九日条例第一九号
	令和 五年 三月二二日条例第一六号	令和 五年	七月一日条例第二二号
	令和 六年 三月二六日条例第三一号		

岐阜県警察関係手数料徴収条例をここに公布する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、警察関係の手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、額等)

第二条 手数料の名称、額等は、別表第一のとおりとする。

2 別表第二の中欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に納入しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する機関に納入された手数料は、当該機関の収入とする。

(手数料の徴収方法等)

第三条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、事務の性質上申請の際に徴収することができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

2 納入された手数料は、返還しない。

(手数料の減免等)

第四条 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免し、又は手数料の納入を猶予することができる。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一七の表十七の項の規定は、平成二十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十一年十二月三十一日までの間における別表第一七の表十五の項、十六の項及び二十四の項の適用については、同表十五の項中「二、一〇〇円」とあるのは「一、六五〇円」と、同表十六の項中「三、六五〇円」とあるのは「三、二〇〇円」と、同表二十四の項中「二、五五〇」とあるのは「二、一〇〇」とする。

3 この条例の施行の日から平成二十一年五月三十一日までの間における別表第一七の表十八の項、二十八の項第十二号及び二十九の項の規定の適用については、同表十八の項中「法第九十七条の二

第一項第三号イ」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イ」と、同表二十八の項第十二号中

「	一件につき	五、八〇〇円。ただし、法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五、三五〇円	」
	一件につき	二、三五〇	

とあるのは

「	一時間につき	二、〇五〇	」
	一時間につき	一、五〇〇	

と、同表二十九の項第一号中「二、六五〇」とあるのは「二、七五〇」と、同項第二号中「一、五〇〇」とあるのは「一、四〇〇」と、同項第三号中

「	一件につき	五、八〇〇円。ただし、法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五、三五〇円	」
---	-------	--	---

とあるのは

「	一件につき	二、三五〇	」
---	-------	-------	---

とする。

附 則（平成二十一年十月十四日条例第六十七号）

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第四十一号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第二十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日条例第二十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第三十九号）

この条例中別表第一七の表六の項の改正規定及び別表第二一の項の改正規定は平成二十六年四月一日から、別表第一七の表十二の項及び十三の項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第三十号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一七の表二十九の項第十三号の次に一号を加える改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十四日条例第五十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表に十項を加える改正規定（同表十九の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同年三月二十三日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（特定遊興飲食店営業許可申請手数料に係る経過措置）

2 一部施行日から施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表十九の項の規定の適用については、同項中「法第三十一条の二十二」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十

七年法律第四十五号) 附則第二条第一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法による改正後の法第三十一条の二十二」とする。

附 則 (平成二十八年十二月二十日条例第六十一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。)附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の岐阜県警察関係手数料徴収条例(以下「新条例」という。)別表第一七の表二十三の項及び二十九の項の規定の適用については、同表二十三の項第一号中「二、〇〇〇円」とあるのは「一、九五〇円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四、六五〇円」とあるのは「二、八五〇円」と、同表二十九の項第十号イ中「二、一五〇」とあるのは「二、〇五〇」とする。

3 改正法による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第百一条第一項の更新期間が満了する日(新法百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日が改正法の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百八条の二第一項第十二号及び第二項に規定する講習に係る手数料については、新条例別表第一七の表二十九の項第十二号及び三十の項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年七月十一日条例第三十四号)

この条例は、平成二十九年十月二日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十二日条例第三十七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日条例第十号)

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年十月十一日条例第十九号)

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月二四日条例第二十七号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二十一日条例第四十二号)

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十九日条例第十九号)

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第一六の表八の項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二十二日条例第十六号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年七月十一日条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十六日条例第三十一号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額（円）
<p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下この表において「法」という。）第三条第一項に規定する風俗営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料</p>	<p>1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下この表において「施行令」という。）第八条に規定する営業であって、営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項に規定する認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>二五、〇〇〇円 （三月以内の期間を限って営むものにあつては、一五、〇〇〇円）</p>
		<p>2 ぱちんこ屋又は施行令第八条に規定する営業であって、営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるもの</p>	<p>一件につき</p>	<p>二五、〇〇〇円 （三月以内の期間を限って営むものにあつては、一五、〇〇〇円）に二、八〇〇円（法第二十条第四項に規定する遊技機の型式の検定（以下この表において単に「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五、六</p>

				<p>〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二、四〇〇円に乗じて得た額を加えた額)を加えた額に、未認定遊技機一台ごとに四〇円(特定未認定遊技機については、附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から八、〇〇〇円を控除した額)を加えた額</p>
		3 ぱちんこ屋及び施行令第八条に規定する営業以外の風俗営業	一件につき	<p>二四、〇〇〇円(三月以内の期間を限って営むものにあつては、一四、〇〇〇円)</p>
		<p>備考 同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係る手数料の額は額の欄に掲げる額から八、六〇〇円を控除した額とし、法第四条第三項の規定が適用される営業所に係る許可を申請する場合における手数料の額は額の欄に掲げる額に六、八〇〇円を加えた額とする。</p>		
二 法第五条第四項に規定する風俗営業の許可証の再交付	風俗営業許可証再交付手数料		一通につき	一、二〇〇
三 法第七条第一項に規定する相続による風俗営業の承継の承認の申請に対する審査	風俗営業相続承認申請手数料		一件につき	<p>九、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものにあつては、三、八〇〇円</p>
四 法第七条の二第一項に規定する合併による風俗営業者の承継の承認の申請に対する審査	風俗営業者合併承認申請手数料		一件につき	<p>一二、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に</p>

				係るものにあつては、三、八〇〇円
五 法第七条の三第一項に規定する分割による風俗営業者の承継の承認の申請に対する審査	風俗営業者分割承認申請手数料		一件につき	一二、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものにあつては、三、八〇〇円
六 法第九条第一項に規定する風俗営業所の構造等の変更の承認の申請に対する審査	風俗営業所構造等変更承認申請手数料		一件につき	九、九〇〇
七 法第九条第四項に規定する風俗営業の許可証の書換え	風俗営業許可証書換え手数料		一件につき	一、五〇〇
八 法第十条の二第一項に規定する特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	特例風俗営業業者認定申請手数料		一件につき	一三、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、一〇、〇〇〇円
九 法第十条の二第五項に規定する特例風俗営業者の認定証の再交付	特例風俗営業業者認定証再交付手数料		一通につき	一、二〇〇
十 法第二十条第二項に規定する遊技機の認定の申請に対する審査	遊技機認定申請手数料	1 法第二十条第五項に規定する指定試験機関（以下この表において単に「指定試験機関」という。）が行う遊技機についての認定に係る試験を受けた遊技機	一台につき	二、二〇〇
		2 検定を受けた型式に属する遊技機（1に掲げるものを除く。）	一台につき	四、三四〇
		3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機	一台につき	附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額
		備考 同時に一を超える台数の遊技機につき認定を受		

		<p>けようとする場合における当該一を超える台数の遊技機が当該認定を受けようとする遊技機と同一の型式に属する場合の手数料の額は、当該一を超える台数の遊技機が1に掲げるものである場合にあっては零円、2に掲げるものである場合にあっては四〇円、3に掲げるものである場合にあってはそれぞれ附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から八、〇〇〇円を控除した額とする。</p>				
<p>十一 法第二十条第四項に規定する遊技機の型式の検定の申請に対する審査</p>	<p>遊技機型式検定申請手数料</p>	<p>1 法第二十条第五項の規定により指定試験機関が行う遊技機の型式に関する検定に係る試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式</p>	<p>一台につき</p>	<p>三、九〇〇</p>		
		<p>2 岐阜県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（1に掲げるものを除く。）</p>	<p>一台につき</p>	<p>六、三〇〇</p>		
		<p>3 1又は2に掲げる型式以外の型式</p>	<p>一台につき</p>	<p>附表第二区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額</p>		
<p>十二 法第二十条第五項に規定する遊技機の認定に係る試験の申請に対する審査</p>	<p>遊技機試験申請手数料</p>	<p>1 ぱ</p>	<p>イ 入</p>	<p>マイクロプロセッサ（電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この表において同じ。）を内蔵するもの</p>	<p>一台につき</p>	<p>四三、三〇〇</p>

		<p>条の表一の項(三)1(1)の国家公安委員会規則で定めるもの(以下この表において「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p>	<p>マイクロプロセッサを内蔵しないもの</p> <p>一台につき</p>	<p>二三、一〇〇</p>
--	--	---	---------------------------------------	---------------

	ロ	特定装置が設けられていないもの(当該特定装置を連続して作動させることができないものを除く。)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	一台につき	三六、三〇〇
			マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一台につき	二三、〇〇〇
	ハ		イ又はロに掲げるもの以外のもの	一台につき	二一、〇〇〇
2 胴式遊技機	イ		マイクロプロセッサを内蔵するもの	一台につき	六八、三〇〇
	ロ		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一台につき	三〇、三〇〇
3 アレンジボール遊技機	イ		マイクロプロセッサを内蔵するもの	一台につき	四二、三〇〇
	ロ		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一台につき	二六、三〇〇
4 じゃん球遊技機	イ		マイクロプロセッサを内蔵するもの	一台につき	四二、三〇〇
	ロ		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一台につき	二六、三〇〇
5 1から4までに掲げる遊	イ		マイクロプロセッサを内蔵するもの	一台につき	三六、三〇〇
	ロ		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一台につき	一九、一〇〇

		技機 以外 の遊 技機				
		備考 同時に一を超える台数の遊技機につき遊技機試験を受けようとする場合における当該一を超える台数の遊技機が当該遊技機試験を受けようとする遊技機と同一の型式に属する遊技機である場合の当該一を超える台数の遊技機の手数料の額は、額の欄に掲げる額から一四、三〇〇円を控除した額とする。				
十三 法第二十条第五項に規定する遊技機の型式の検定に係る試験の申請に対する審査	遊技機型式試験申請手数料	1 ぱイ特 ちん定 こ遊装 技機置 が 設け られ てい るも の(当 該特 定装 置を 連続 して 作動 させ るこ とが でき るも のに 限 る。)	マイクロ プロセッ サーを 内蔵す るもの	一台につ き	一、四四二、〇 〇〇	
			マイクロ プロセッ サーを 内蔵し ないもの	一台につ き	四四五、〇〇〇	
			ロ特 定装 置が 設け もの	一台につ き	一、一三五、〇 〇〇	

			<p>られてい るもの (当該特 定装置 を連続 して作 動させ ることが できる ものを 除く。)</p>	<p>マイクロ プロセッ サーを内 蔵しない もの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>四四五、〇〇〇</p>
			<p>ハ イ又は 口に掲げ るもの以 外のもの</p>		<p>一台につ き</p>	<p>三四五、〇〇〇</p>
		2	回胴式遊技機	<p>イ マイ クロプロ セッサー を内蔵す るもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>一、六二八、〇〇〇</p>
				<p>ロ マイ クロプロ セッサー を内蔵し ないもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>四八六、〇〇〇</p>
		3	アレンジボール遊技機	<p>イ マイ クロプロ セッサー を内蔵す るもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>一、一五五、〇〇〇</p>
				<p>ロ マイ クロプロ セッサー を内蔵し ないもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>四八九、〇〇〇</p>
		4	じゃん球遊技機	<p>イ マイ クロプロ セッサー を内蔵す るもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>一、一五四、〇〇〇</p>
				<p>ロ マイ クロプロ セッサー を内蔵し ないもの</p>	<p>一台につ き</p>	<p>四八八、〇〇〇</p>
十四	法第二十条第十項において準用する法第九条第一項に規定する遊技機の変更の承認の申請に対する審査	遊技機変更承認申請手数料	1	承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がないもの	一件につき	二、四〇〇
			2	承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機があるもの	一件につき	五、二〇〇円(特定未認定遊技機がある場合にあっては、八、〇〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の

				数を二、四〇〇円に乗じて得た額を加えた額)に未認定遊技機一台ごとに四〇円(特定未認定遊技機については、附表第一区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に掲げる額から八、〇〇〇円を控除した額)を加えた額
十五 法第二十四条第六項に規定する風俗営業所の管理者の講習	風俗営業所管理者講習手数料		講習一時間につき	六五〇
十六 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業(以下この表において「性風俗関連特殊営業」と総称する。)に係る法第二十七条第一	性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	1 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者	一通につき	一一、九〇〇
		2 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの(以下この項において「受付所営業者」という。)	一通につき	三、四〇〇円と八、五〇〇円に受付所の数を乗じて得た額との合計額
		3 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする者(受付所営業者を除く。)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十九号)附則第三条第二項の規定により性風俗関連特殊営業に係る法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三	一通につき	三、四〇〇

<p>項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面（以下この表において「届出確認書」という。）の交付</p>		<p>十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者</p>		
<p>十七 法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく性風俗関連特殊営業に係る法第二十七条第二項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第二項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面（以下この表において「変更届出確認書」という。）の交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料</p>	<p>1 変更に係る事項が受付所の新設に係るもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>一、九〇〇円と八、五〇〇円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額</p>
		<p>2 1に掲げるもの以外のもの</p>	<p>一通につき</p>	<p>一、五〇〇</p>
<p>十八 性風俗関連特殊営業に係る届出確認書又は変更届出確認書の再交付</p>	<p>性風俗関連特殊営業届出確認書等再交付手数料</p>		<p>一通につき</p>	<p>一、二〇〇</p>
<p>十九 法第三十一条の二十二に規定する特定遊興飲食店営業の</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>二四、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える許可</p>

許可の申請に対する 審査	料			を申請する場合 における当該一 を超える許可に 係るものにあっ ては、一五、三 〇〇円
		備考 法第三十一条の二十三において準用する法第四 条第三項の規定が適用される営業所に係る許可を 申請する場合における手数料の額は、額の欄に掲げ る額に六、八〇〇円を加えた額とする。		
二十 法第三十一条の 二十三において準用 する法第五条第四項 に規定する特定遊興 飲食店営業の許可証 の再交付	特定遊興飲 食店営業許 可証再交付 手数料		一通につ き	一、一〇〇
二十一 法第三十一条 の二十三において準 用する法第七条第一 項に規定する相続に よる特定遊興飲食店 営業の承継の承認の 申請に対する審査	特定遊興飲 食店営業相 続承認申請 手数料		一件につ き	八、七〇〇円。 ただし、同時に 一を超える承認 を申請する場合 における当該一 を超える承認に 係るものにあっ ては、三、八〇 〇円
二十二 法第三十一条 の二十三において準 用する法第七条の二 第一項に規定する合 併による特定遊興飲 食店営業者の承継の 承認の申請に対する 審査	特定遊興飲 食店営業者 合併承認申 請手数料		一件につ き	一二、〇〇〇円。 ただし、同時に 一を超える承認 を申請する場合 における当該一 を超える承認に 係るものにあっ ては、三、三〇 〇円
二十三 法第三十一条 の二十三において準 用する法第七条の三 第一項に規定する分 割による特定遊興飲 食店営業者の承継の 承認の申請に対する 審査	特定遊興飲 食店営業者 分割承認申 請手数料		一件につ き	一二、〇〇〇円。 ただし、同時に 一を超える承認 を申請する場合 における当該一 を超える承認に 係るものにあっ ては、三、三〇 〇円
二十四 法第三十一条 の二十三において準 用する法第九条第一 項に規定する特定遊 興飲食店営業所の構	特定遊興飲 食店営業所 構造等変更 承認申請手 数料		一件につ き	九、九〇〇

造等の変更の承認の申請に対する審査				
二十五 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項に規定する特定遊興飲食店営業の許可証の書換え	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料		一件につき	一、四〇〇
二十六 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項に規定する特例特定遊興飲食店営業業者の認定の申請に対する審査	特例特定遊興飲食店営業業者認定申請手数料		一件につき	一三、〇〇〇円。 ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、一〇、〇〇〇円
二十七 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項に規定する特例特定遊興飲食店営業業者の認定証の再交付	特例特定遊興飲食店営業業者認定証再交付手数料		一通につき	一、一〇〇
二十八 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項に規定する特定遊興飲食店営業所の管理者の講習	特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料		講習一時間につき	六五〇

附表第一

区分			額 (円)
一 ぱちんこ遊技機	1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	三五、〇〇〇
		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一六、三〇〇
	2 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	二九、〇〇〇
		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一六、三〇〇
3	1又は2に掲げるもの以外のもの	一四、四〇〇	
二 回胴式遊技機	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	五九、〇〇〇	
	2 マイクロプロセッサを内蔵しないもの	二三、〇〇〇	
三 アレンジボール遊技機	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	三五、〇〇〇	
	2 マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一九、〇〇〇	

四 じゃん球遊技機	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	三五、〇〇〇
	2	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一九、〇〇〇
五 一の項から四の項までに掲げる遊技機以外の遊技機	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	二九、〇〇〇
	2	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	一二、六〇〇

附表第二

区分			額（円）
一 ぱちんこ遊技機	1	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの 一、四三五、〇〇〇
		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	四三八、〇〇〇
	2	特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）	マイクロプロセッサを内蔵するもの 一、一二八、〇〇〇
		マイクロプロセッサを内蔵しないもの	四三八、〇〇〇
	3	1又は2に掲げるもの以外のもの	三三八、〇〇〇
二 回胴式遊技機	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	一、六二一、〇〇〇
	2	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	四七九、〇〇〇
三 アレンジボール遊技機	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	一、一四八、〇〇〇
	2	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	四八二、〇〇〇
四 じゃん球遊技機	1	マイクロプロセッサを内蔵するもの	一、一四七、〇〇〇
	2	マイクロプロセッサを内蔵しないもの	四八一、〇〇〇

二 古物営業法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号。以下この表において「法」という。）第三条に規定する古物営業の許可の申請に対する審査	古物営業許可申請手数料	一件につき	一九、〇〇〇
二 法第五条第四項に規定する古物営業の許可証の再交付	古物営業許可証再交付手数料	一通につき	一、三〇〇
三 法第七条第五項に規定する古物営業の許可証の書換え	古物営業許可証書換え手数料	一件につき	一、五〇〇
四 法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項に規定する古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあつせん業業務実施方法認定申請手数料	一件につき	一七、〇〇〇

三 火薬類取締法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下この表において「法」という。）第十七条第一項に規定する火薬類の譲渡しの許可（法第	火薬類譲渡許可申請手数料	一件につき	一、二〇〇

五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合に限る。)の申請に対する審査			
二 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合であって、火工品のみに係るものに限る。)の申請に対する審査	火工品譲受許可申請手数料	一件につき	二、四〇〇
三 法第十七条第一項に規定する火薬類の譲受けの許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合であって、火工品のみに係るものを除く。)の申請に対する審査	火薬類譲受許可申請手数料	一件につき	六、九〇〇円。 ただし、申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のものであれば、三、五〇〇円
四 法第十九条第一項に規定する火薬類の運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書交付手数料	一通につき	二、一〇〇
五 法第二十四条第一項に規定する火薬類の輸入の許可(法第五十条の二第一項の規定により読み替えられる場合に限る。)の申請に対する審査	火薬類輸入許可申請手数料	一件につき	二五、〇〇〇円。 ただし、申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が二十五キログラム以下のものであれば、一二、〇〇〇円

四 質屋営業法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
一 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号。以下この表において「法」という。)第二条第一項に規定する質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可申請手数料	一件につき	二二、〇〇〇
二 法第四条第一項に規定する質屋の営業所の移転の許可の申請に対する審査	質屋営業所移転許可申請手数料	一件につき	一二、〇〇〇
三 法第四条第一項に規定する質屋の管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査	質屋営業管理者新設変更許可申請手数料	一件につき	五、七〇〇
四 法第八条第二項に規定する質屋営業の許可証の書換え(法第四条第一項に係るものを除く。)	質屋営業許可証書換え手数料	一件につき	一、五〇〇
五 法第八条第四項に規定する質屋営業の許可証の再交付	質屋営業許可証再交付手数料	一通につき	一、三〇〇

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この表において「法」という。）第五十九条第五項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の交付	核汚染物運搬証明書交付手数料	一通につき	一五、〇〇〇
二 法第五十九条第九項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の書換え	核汚染物運搬証明書書換え手数料	一通につき	五、四〇〇
三 法第五十九条第十項に規定する核汚染物に係る運搬証明書の再交付	核汚染物運搬証明書再交付手数料	一通につき	二、二〇〇

六 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。）第四条第一項に規定する銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	一件につき	一〇、五〇〇円。 ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、六、七〇〇円
二 法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する認知機能に関する検査	認知機能検査手数料	一件につき	六五〇
三 法第五条の三第一項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会	猟銃等取扱講習会手数料	一人につき	六、九〇〇円。 ただし、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている猟銃又は空気銃（以下この表において「猟銃等」という。）を所持している者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者にあつては、三、〇〇〇円
三の二 法第五条の三の二第一項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会	クロスボウ取扱講習会手数料	一人につき	六、九〇〇円。 ただし、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けているクロスボウを所持している

			者にあつては、 三、〇〇〇円
四 法第五条の四第一項に規定する猟銃の操作等に関する技能検定	猟銃操作等技能検定手数料	一人につき	二二、〇〇〇
五 法第五条の五第一項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	一人につき	一四、〇〇〇
六 法第六条第一項に規定する国際競技に参加する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	外国人銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	一件につき	三、九〇〇円。 ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、一、八〇〇円
七 法第七条第一項ただし書の規定による猟銃等の所持に係る許可証への許可事項の記載の申請に対する審査	猟銃等所持許可証記載申請手数料	一件につき	六、八〇〇円。 ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、四、三〇〇円
七の二 法第七条第一項ただし書の規定によるクロスボウの所持に係る許可証への許可事項の記載の申請に対する審査	クロスボウ所持許可証記載申請手数料	一件につき	六、八〇〇円。 ただし、同時に一を超える許可を申請する場合における当該一を超える許可に係るものにあつては、四、三〇〇円
八 法第七条第二項に規定する猟銃等又はクロスボウの所持に係る許可証の書換え	猟銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料	一通につき	一、六〇〇
九 法第七条第二項に規定する猟銃等又はクロスボウの所持に係る許可証の再交付	猟銃等クロスボウ所持許可証再交付手数料	一通につき	一、九〇〇

<p>十 法第七条の三第一項に規定する猟銃等の所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等所持許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>七、二〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、六、八〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に七の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、四、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、四、四〇〇円）</p>
<p>十の二 法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>クロスボウ所持許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>七、二〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、六、八〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に七の二の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、四、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、四、四〇〇円）</p>
<p>十一 法第九条の五第二項に規定する射撃教習を受ける資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>射撃教習資格認定申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>八、九〇〇</p>
<p>十二 法第九条の十第二項に規定する射撃練習を</p>	<p>射撃練習資格</p>	<p>一件につ</p>	<p>八、九〇〇</p>

行う資格の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	き	
十三 法第九条の十三第一項に規定する年少射撃資格の認定の申請に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料	一件につき	九、六〇〇円。 ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、五、九〇〇円
十四 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項に規定する年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	一通につき	一、八〇〇
十五 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項に規定する年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	一通につき	一、九〇〇
十六 法第九条の十四第一項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会	年少射撃資格認定講習会手数料	一人につき	九、八〇〇
十七 法第九条の十六第一項に規定するクロスボウ射撃資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	一件につき	九、三〇〇円。 ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、五、六〇〇円

七 道路交通法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額（円）
一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この表において「法」という。）第四十九条第一項の規定により設置されたパーキング・メーターの作動	パーキング・メーター作動手数料	1 六十分の時間制限駐車区間に係るもの	一回につき	二〇〇
		2 三十分の時間制限駐車区間に係るもの	一回につき	一〇〇
二 法第四十九条第一項の規定により設置されたパーキング・チケット発給設備からのパーキング・チケットの発給	パーキング・チケット発給手数料		一枚につき	二〇〇
三 法第五十一条の八	放置車両確		一件につき	二三、〇〇〇

第一項に規定する登録の申請に対する審査	認等法人登録審査手数料		き	
四 法第五十一条の八第六項に規定する登録の更新の申請に対する審査	放置車両確認等登録法人更新審査手数料		一件につき	二三、〇〇〇
五 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証交付審査手数料		一通につき	九、九〇〇
六 法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習手数料		一人につき	二〇、〇〇〇
七 法第五十一条の十三第一項第一号ロに規定する認定の申請に対する審査	駐車監視員資格同等認定手数料		一人につき	四、五〇〇
八 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書換え交付手数料		一通につき	二、一〇〇
九 法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再交付手数料		一通につき	一、八〇〇
九の二 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料		一件につき	七九、二〇〇
九の三 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料		一件につき	七八、五〇〇
十 法第七十七条第一項に規定する道路の使用の許可の申請に対する審査	道路使用許可申請手数料		一件につき	二、三〇〇
十一 法第七十八条第五項に規定する道路の使用に係る許可証の再交付	道路使用許可証再交付手数料		一通につき	五〇〇

十二 法第八十九条第一項の運転免許試験	運転免許試験手数料	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの	イ 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、五五〇
			ロ 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、九〇〇円。 ただし、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この表において「令」という。）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八〇〇円
			ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一件につき	四、一〇〇円。 ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第三項に規定する確認をその試験又は確認を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、六〇〇円
	2 普通自動車免許に係るもの	イ 法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、七五〇	
		ロ 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受	一件につき	一、九〇〇円。 ただし、令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理	

	ける場合		由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、八〇〇円
	ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一件につき	二、五五〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第三項に規定する確認をその試験又は確認を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三五〇円
3	イ 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、七五〇
特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽(けん)引免許をいう。以下この表にお	ロ 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、九〇〇円。ただし、令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、八〇〇円
	ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一件につき	二、六〇〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験又は法第九十七条の二第三項に規定する確認をその試験又は確認を行う者が提供する自動

<p>いて同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽(けん)引第二種免許に係るもの</p>			<p>車を使用して受ける場合にあつては、四、〇五〇円</p>
<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係るもの</p>	<p>イ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、九〇〇円。ただし、令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八〇〇円</p>
	<p>ロ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、五〇〇</p>
<p>5 大型自動車第二種免許、中</p>	<p>イ 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、七〇〇</p>
<p>型自動車第二種免許又は普通自</p>	<p>ロ 法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>一、九〇〇円。ただし、令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができな</p>

		自動車第二種免許(以下この表において「大型自動車第二種免許等」という。)に係るもの	ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一件につき	った者に対する試験にあっては、八〇〇円
					四、八〇〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七、六五〇円
		6 仮運転免許に係るもの	イ 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、七〇〇
			ロ 法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件につき	一、五五〇
		ハ 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	一件につき	二、九〇〇円。ただし、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四、三五〇円	
十三 法第八十九条第三項に規定する運転について必要な技能に係る検査	運転免許技能検査手数料	1 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)に係るもの	一件につき	三、九〇〇円。ただし、検査をその検査を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六、四〇〇円	

		2 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査に係るもの	一件につき	三、七五〇円。ただし、検査をその検査を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、五五〇円
十四 法第九十一条又は第九十一条の二第二項に規定する運転免許に付された条件の全部又は一部の解除の申請に対する審査	運転免許限定解除申請手数料		一件につき	一、四〇〇円。ただし、限定解除審査をその限定解除審査を行う者が提供する自動車により受ける場合にあつては、二、八五〇円
十五 法第九十二条第一項の規定による運転免許証の交付	運転免許証交付手数料	1 令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付に係るもの	一通につき	一、七〇〇円（法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許証の交付に代える場合にあつては、一、七〇〇円に当該他の種類の免許の数に二〇〇円を乗じて得た額を加えた額）。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一五〇円
		2 1に掲げるもの以外のもの	一通につき	二、〇五〇円（法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許証の交付に代える場合にあつては、二、〇

				五〇円に当該他の種類の免許の数に二〇〇円を乗じて得た額を加えた額)。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一五〇円
十六 法第九十四条第二項の規定による運転免許証の再交付	運転免許証再交付手数料		一通につき	二、二五〇円。ただし、仮運転免許に係るものにあつては、一、一五〇円
十七 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査	認知機能検査手数料		一件につき	一、〇五〇
十八 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を実施する検査員に対する講習	認知機能検査員講習手数料		一人につき	一、四五〇円。ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、一、二〇〇円
十八の二 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査	運転技能検査手数料		一件につき	三、五五〇
十九 法第九十九条の二第四項に規定する技能検定員資格者証の交付	自動車教習所技能検定員資格者証交付手数料		一通につき	一、一五〇
二十 法第九十九条の二第四項第一号イに規定する技能検定員に係る審査	自動車教習所技能検定員審査手数料	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの	一人につき	二三、四〇〇円（審査を受けようとする者が附表第一審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二三、四〇〇円から同表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免

				許の欄に掲げる額を控除した額)
		2 普通自動車免許に係るもの	一人につき	一九、五〇〇円 (審査を受けようとする者が附表第一審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一九、五〇〇円から同表普通自動車免許の欄に掲げる額を控除した額)
		3 特定第一種運転免許に係るもの	一人につき	一四、七〇〇円 (審査を受けようとする者が附表第一審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一四、七〇〇円から同表特定第一種運転免許の欄に掲げる額を控除した額)
		4 大型自動車第二種免許等に係るもの	一人につき	二一、五〇〇円 (審査を受けようとする者が附表第一審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二一、五〇〇円から同表大型自動車第二種免許等の欄に掲げる額を控除した額)
二十一 法第九十九条	自動車教習		一通につき	一、一五〇

の三第四項に規定する教習指導員資格者証の交付	所教習指導員資格者証交付手数料		き	
二十二 法第九十九条の三第四項第一号イに規定する教習指導員に係る審査	自動車教習所教習指導員審査手数料	1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの	一人につき	一四、五五〇円 (審査を受けようとする者が附表第二審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一四、五五〇円から同表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の欄に掲げる額を控除した額)
		2 普通自動車免許に係るもの	一人につき	一一、八五〇円 (審査を受けようとする者が附表第二審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一一、八五〇円から同表普通自動車免許の欄に掲げる額を控除した額)
		3 特定第一種運転免許に係るもの	一人につき	九、六五〇円(審査を受けようとする者が附表第二審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九、六五〇円から同表特定第一種運転免許の欄に掲げる額を控除した額)

		4 大型自動車第二種免許等に係るもの	一人につき	一二、四五〇円 (審査を受けようとする者が附表第二審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一二、四五〇円から同表大型自動車第二種免許等の欄に掲げる額を控除した額)
二十三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者に係る再試験	基準該当初心運転者再試験手数料	1 準中型自動車免許に係るもの	一人につき	一、九〇〇円。 ただし、法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、四〇〇円
		2 普通自動車免許に係るもの	一人につき	一、七五〇円。 ただし、法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二、五五〇円
		3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係るもの	一人につき	一、六五〇円。 ただし、法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能につい

				て行う試験をその試験を行う者が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、一〇〇円
		4 原動機付自転車免許に係るもの	一人につき	一、〇〇〇
二十四 法第百一条第一項又は法第百一条の二第一項に規定する運転免許証の更新	運転免許証更新手数料	1 免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	一通につき	二、五〇〇
		2 免許証の更新（法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	一通につき	二、五五〇
二十五 法第百一条の二の二第一項に規定する運転免許証の更新申請書の経由	運転免許証更新申請書経由手数料		一件につき	五五〇
二十六 法第百四条の四第六項（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		一通につき	一、一〇〇
二十七 法第百四条の四第七項（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。二十九の項において「府令」という。）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料		一通につき	一、一〇〇
二十八 法第百七条の七第一項に規定する国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料		一通につき	二、三五〇
二十九 法第百八条の二第一項各号に掲げる自動車の運転等に係る講習	自動車運転等講習手数料	1 法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	一時間につき	七五〇
		2 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	一時間につき	二、三五〇

3	法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	一時間につき	一、九五〇
4	法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習 イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	一時間につき	四、四五〇
	ロ 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	一時間につき	三、五〇〇
	ハ 普通自動車免許に係るもの	一時間につき	二、八〇〇
5	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習 イ 大型自動二輪車免許に係るもの	一時間につき	四、一五〇
	ロ 普通自動二輪車免許に係るもの	一時間につき	四、〇〇〇
6	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	一時間につき	一、五〇〇
7	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	一時間につき	三、一〇〇
8	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	一時間につき	一、四〇〇
9	法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	一時間につき	七五〇
10	法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習 イ 準中型自動車免許に係るもの	一時間につき	二、一五〇
	ロ 普通自動車免許に係るもの	一時間につき	二、〇五〇
	ハ 大型自動二輪車免許に係るもの	一時間につき	二、七〇〇

講習	ニ 普通自動二輪車免許に係るもの	一時間につき	二、五五〇	
	ホ 原動機付自転車免許に係るもの	一時間につき	二、四五〇	
11 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	イ 法第九十二条の二第一項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	一件につき	五〇〇	
	ロ 法第九十二条の二第一項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	一件につき	八〇〇	
	ハ 法第九十二条の二第一項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	府令第三十八条第十一项本文の規定により行われるもの	一件につき	一、三五〇
		府令第三十八条第十一项第一号ただし書の規定により行われるもの	一件につき	八〇〇
12 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	イ 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第一条の四第三項	一件につき	六、四五〇	

		の規定の適用を受ける者に対するものを除く。)		
		ロ 普通自動車対応免許に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものに限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許に係るもの（普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するものに限る。）	一件につき	二、九〇〇
	13 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	イ 府令第三十八条第十三項第二号の表一の項の上欄に掲げる場合に行われるもの	一件につき	九、〇五〇
		ロ 府令第三十八条第十三項第二号の表二の項の上欄に掲げる場合に行われるもの	一件につき	一二、五〇〇
	14 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習		一時間につき	二、二五〇
	15 法第百八条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習		一時間につき	二、〇〇〇
三十 法第百八条の二第二項に規定する車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るための講習	特定任意高齢者講習手数料	1 普通自動車対応免許に係るもの（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものを除く。）	一件につき	六、四五〇
		2 普通自動車対応免許に	一件につ	二、九〇〇

		係るもの（法第九十七条のき 二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に対するものに限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許に係るもの（普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するものに限る。）		
三十一 法第八十条の三第一項に規定する初心運転者講習、法第八十条の三の二に規定する軽微違反行為をした者に対する講習又は法第八十条の三の三に規定する若年運転者講習の通知	初心運転者講習等通知手数料		一通につき	九〇〇

附表第一

審査細目	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	普通自動車免許	特定第一種運転免許	大型自動車第二種免許等
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四、〇〇〇円	三、五五〇円	一、二五〇円	四、二五〇円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六、七〇〇円	六、一〇〇円	二、一〇〇円	七、四〇〇円
三 法第八十条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	
五 技能検定の実施に関する知識	二、三五〇円	一、九〇〇円	二、六五〇円	
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一、八〇〇円	二、〇五〇円	二、五五〇円	三、七〇〇円
七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識				二、五五〇円

備考

- 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄、特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第二種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るものにあつては二、三五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、一〇〇円を、大型自動車第二種免許等に係るものにあつては二、九〇〇円を控除するものとする。
- 二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るものにあつては五〇〇円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るものにあつては三〇〇円を控除するものとする。

附表第二

審査細目	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許	普通自動車免許	特定第一種運転免許	大型自動車第二種免許等
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四、〇〇〇円	三、五五〇円	一、二五〇円	四、二五〇円
二 技能教習に必要な教習の技能	一、四〇〇円	一、三〇〇円	一、三五〇円	二、〇五〇円
三 学科教習に必要な教習の技能	一、三〇〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	
四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	一、六〇〇円	一、三五〇円	一、三〇〇円	
五 自動車教習所に関する法令についての知識	一、六〇〇円	一、三五〇円	一、三〇〇円	
六 教習指導員として必要な教育についての知識	一、五〇〇円	一、三〇〇円	一、二五〇円	
七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識				二、五五〇円

備考

- 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄、特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第二種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るものにあつては二、四〇〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、一〇〇円を、大型自動車第二種免許等に係るものにあつては二、八五〇円を控除するものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、四の項及び五の項の大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るものにあつては一五〇円を控除するものとする。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号。以下この表において「法」という。）第四条第一項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付等申請手数料	一件につき	二、二〇〇
二 法第六条第一項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の交付	自動車保管場所標章交付手数料	一件につき	五〇〇
三 法第六条第三項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）、法第十三条第四項及び法附則第八項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の再交付	自動車保管場所標章再交付手数料	一件につき	五〇〇

一部改正〔平成二九年条例三四号〕

九 警備業法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額（円）
一 警備業法（昭和三十七年法律第百十七号。以下この表において「法」という。）第四条に規定する警備業の認定の申請に対する審査	警備業認定申請手数料		一件につき	二三、〇〇〇
二 法第七条第一項に規定する警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料		一件につき	二三、〇〇〇
三 法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料	警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料		一件につき	九、八〇〇
四 法第二十二条第二	警備員指導		一時間に	一、二〇〇

項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習	教育責任者講習手数料		つき	
五 法第二十二條第五項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料		一通につき	一、八〇〇
六 法第二十二條第六項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の再交付	警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料		一通につき	一、八〇〇
七 法第二十二條第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習	現任警備員指導教育責任者講習手数料		一人につき	五、〇〇〇
八 法第二十三條第一項に規定する警備員等の検定	警備員等検定手数料	1 空港保安警備業務に係るもの	一人につき	一六、〇〇〇
		2 施設警備業務に係るもの	一人につき	一六、〇〇〇
		3 雑踏警備業務に係るもの	一人につき	一三、〇〇〇
		4 交通誘導警備業務に係るもの	一人につき	一四、〇〇〇
		5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るもの	一人につき	一六、〇〇〇
		6 貴重品運搬警備業務に係るもの	一人につき	一六、〇〇〇
九 法第二十三條第四項に規定する合格証明書の交付の申請に対する審査	合格証明書交付申請手数料		一通につき	一〇、〇〇〇
十 法第二十三條第五項において準用する法第二十二條第五項に規定する合格証明書の書換え	合格証明書書換え手数料		一通につき	二、二〇〇
十一 法第二十三條第五項において準用する法第二十二條第六項に規定する合格証明書の再交付	合格証明書再交付手数料		一通につき	二、〇〇〇
十二 法第四十二條第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査	機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料		一件につき	九、八〇〇
十三 法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理	機械警備業務管理者講習手数料		一人につき	三九、〇〇〇

者講習				
十四 法第四十二条第三項において準用する法第二十二条第五項に規定する機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料		一通につき	一、八〇〇
十五 法第四十二条第三項において準用する法第二十二条第六項に規定する機械警備業務管理者資格者証の再交付	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料		一通につき	一、八〇〇
十六 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査	検定審査手数料		一件につき	四、七〇〇

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条に規定する自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一件につき	一二、〇〇〇

十一 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）
一 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号。以下この表において「条例」という。）第三条に規定する使用済金属類営業の許可の申請に対する審査	使用済金属類営業許可申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇
二 条例第五条第四項に規定する使用済金属類営業の許可証の再交付	使用済金属類営業許可証再交付手数料	一通につき	一、二〇〇
三 条例第七条第一項に規定する使用済金属類営業の許可の更新の申請に対する審査	使用済金属類営業許可更新申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇
四 条例第九条第二項に規定する使用済金属類営業の許可証の書換え	使用済金属類営業許可証書換え手数料	一通につき	一、五〇〇

一部改正〔平成二一年条例六七号・二四年四一号・二五年二六号・二八号・二六年三九号・二七年三〇号・五六号・二八年六一号・二九年三四号・三〇年三七号・令和元年四号・令和元年一九号・令和二年二七号〕

別表第二（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	納入機関の名称
一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	遊技機試験申請手数料遊技機型式試験申請手数料	法第二十条第五項の規定により同項に規定する試験事務を行わせることとした者
二 道路交通法の施行に関する事務	自動車運転等講習手数料（道路交通法第百八条の二第一項第二号の講習のうち同法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関（以下この項において「指定講習機関」という。）に行わせるもの並びに同法第百八条の二第一項第十号及び第十四号の講習に係るものに限る。）	指定講習機関

一部改正〔平成二六年条例三九号・令和元年一〇号・令和四年一九号〕